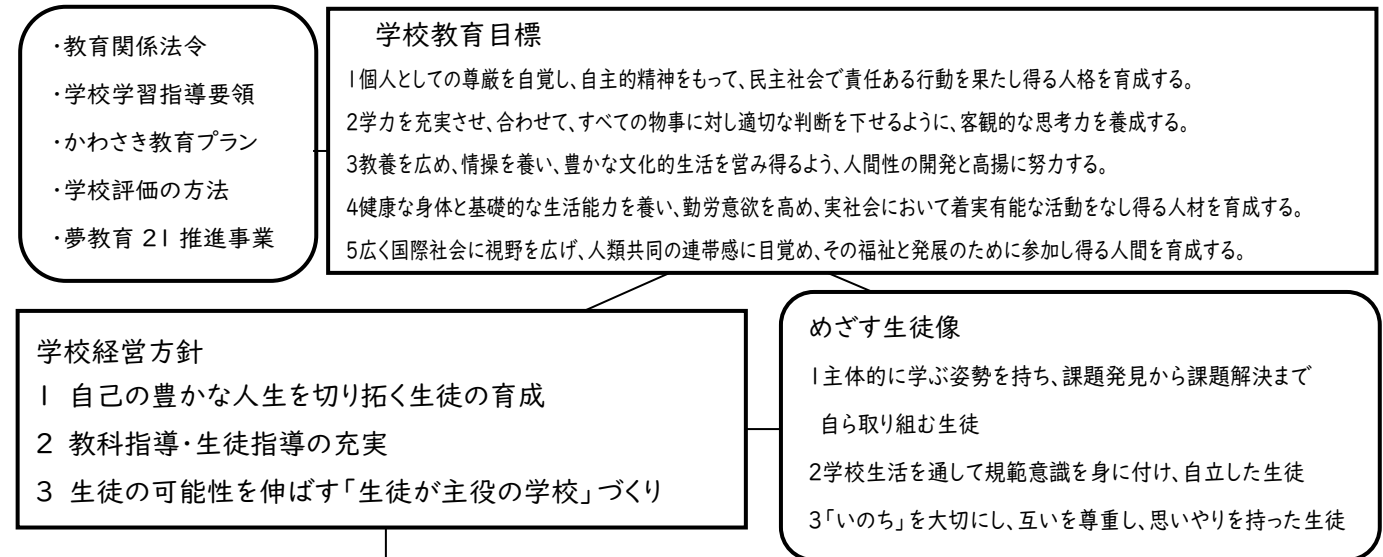


川崎市立高津高等学校（定時制）いじめ防止基本方針

Ⅰ 令和6年度 学校経営計画



中期学校経営目標（5年目標） → 学校経営の4つの評価領域

① 豊かな心の育成	② 確かな学力の充実	③ 魅力ある学校づくり	④ 安心・安全な学校づくり
<ul style="list-style-type: none"> ○思いやりの心の育成 ○「いのち」を大切にする心の育成 ○基本的生活習慣の確立 	<ul style="list-style-type: none"> ○基礎・基本の確実な定着 ○「分かる授業」の推進 ○思考力・表現力・判断力の育成 	<ul style="list-style-type: none"> ○特色ある教育活動の推進 ○キャリア教育の推進 ○学校評価の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○安全教育の推進 ○防災教育の推進 ○安全な教育環境づくりの推進

短期学校経営目標（今年度の重点目標）

<ul style="list-style-type: none"> ○人権尊重教育の推進 ○望ましい人間関係の育成 ○規範意識を高める教育活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○授業力向上に資する研修・研究の推進 ○支える教育観に基づいた教育活動の推進 ○主体性を引き出す教育活動の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○自立・自己実現を図る教育活動の推進 ○望ましい職業観・勤労観の育成 ○「社会に開かれた教育課程」の実現に向けた教育活動と学校評価の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ○防災マニュアルに基づいた防災教育の推進 ○交通安全教室の推進 ○安全管理・点検の充実
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------

重点に係る具体的な取組

<ul style="list-style-type: none"> ○いじめ根絶に向けた継続的な指導の実施 ○共生・共育プログラムによる人間関係の構築づくり ○様々な背景を持つ生徒一人ひとりの適性に応じたきめ細かな支援と家庭や外部専門機関との連携体制充実 ○挨拶、時間を守る等の集団生活での基本的なマナーの指導の徹底 ○OSOSの出し方受け止め方教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○身に付けさせたい力を明確にした授業実践と指導方法の改善に向けての取組みの推進、授業時間確保の検討 ○基礎・基本の定着を図る授業の実践 ○学習意欲を高める授業の展開と実践・主体的に学び続ける態度を養う教育活動の推進 ○指導と評価の一体化を図るための観点別評価の実践と研究 ○タブレット端末の活用等ICT教育の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○主体的に探究する態度を育む教育活動や総合的な探究の時間の整理・一元化の推進 ○自己の在り方生き方のキャリア教育の推進 ○生徒の可能性を引き出す進路指導の推進 ○定時制自立支援事業と就労支援員との連携の推進 ○地域や社会との連携を活用した教育活動とPDCAによる学校組織や教育活動等の活性化の推進 	<ul style="list-style-type: none"> ○計画的な防災訓練、避難訓練の実施、行政や地域と連携した避難所運営の研究 ○交通安全と自転車マナーの指導の徹底 ○未然防止に向けた安全管理・確保体制の充実 ○学校施設・設備の改修に向けた教育環境の整備 ○防犯意識の高揚
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 「学校いじめ防止基本方針」策定の目的

いじめはどこの学校や集団にも、どの生徒にも起こりうる問題であり、いじめを次に示す定義のように捉えることは、いじめの行為があったかどうかを学校が判断し、法的な責任を負うことをねらいとするものでなく、いじめられている生徒の救済を第一にして対応するものです。そのために、学校は一人ひとりの生徒との信頼関係を築きながら、いじめの未然防止、早期発見・早期対応に取り組むために「学校いじめ防止基本方針」を改訂します。

3 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒等に対して、当該生徒等が在籍する学校に在籍している等当該生徒等と一定の人的関係にある他の生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含みます。）であり、当該行為の対象となった生徒等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

4 学校が実施する取組

(1) いじめの未然防止の取組

いじめを未然防止するには、いじめが発生しにくい学校の風土づくりが基本となります。教職員は生徒の理解を深め、信頼関係を築くとともに、一人ひとりを大切にしたい授業を実践するように努めます。また、あらゆる教育活動を通じて、他人を思いやる心や正義を重んじる心などの豊かな人間性をはぐくみます。

① 学校体制を確立し、環境を整備します

いじめは絶対に許されないという共通認識に立ち、全教職員で生徒を見守っていくためには、いじめの予兆や悩みがある生徒を見逃さないしくみづくりや、インターネット上のいじめの防止、問題解決のための組織づくりをするとともに、相談活動がしやすい環境づくりや教職員の計画的な研修の実施など、学校体制を確立します。

② 生徒の心を受け止められる感性を磨き、教職員としての人間性を高めます

教職員自身が生徒から信頼されるよう自己研鑽し、人間性を高めるよう努力することは教職員としての基本です。生徒を一人の人間として尊重し、生徒の気持ちを理解し、生徒と感動を共有することができるか、自分の心が一人ひとりの生徒に向かって開いているか、絶えず自問します。

③ 生徒一人ひとりが生きる教育活動と効果的な学習活動を実践します

学校生活の大半を占める授業を「学ぶ楽しさ」が味わえる充実した時間にすることで、生徒は前向きに学校生活を送ることができるようになります。また、学校行事や体験活動などを工夫し、充実を図ることで他者と深く関わる経験を重ね、他者への思いやりや対人スキルを身につかせます。

④ 生徒の自浄力を育てます

生徒自身に「自浄力」を身につけさせることは、未然防止のなかでもっとも重要です。生徒の自主的、主体的な活動が、「いじめをやめさせたいと思う生徒」を育て、いじめを抑制します。自校に誇りをもたせ「自分たちの学校ではいじめは許されない」という気運を高めていきます。

(2) いじめの早期発見

いじめの発見が遅れると、いじめの内容がエスカレートするばかりでなく、関わっている生徒が増加して関係が複雑になり、解決が困難になります。「いじめは見ようとしなければ見えない」と言われます。深刻な事態を招かないためにも生徒のわずかな変化を手がかりに、早期発見に全力を尽くします。

① 日常のきめ細やかな観察をします

普段の授業における生徒の顔色や姿勢、学習態度などは、生徒の理解を深める大切な情報です。また、授業以外のさまざまな場面での言葉づかいや行動、表情、視線、声をかけたときの反応を観察します。

② 相談体制を整備します

学校における教育相談体制を確立し、生徒や保護者に啓発することによって、いじめられている生徒や周りの生徒が相談しやすい環境をつくります。

③ 定期的なアンケート・チェックシートを実施します

定期的な学校生活アンケートや教職員用のチェックシート等を活用し、生徒の状態や指導法を客観的に把握し、いじめの早期発見につなげていきます。

(3) 校内いじめ防止対策会議の設置

校内いじめ防止対策会議(以下、「対策会議」という)は、いじめの防止等の中核となる組織として、校務分掌に位置づけ、「学校基本方針」に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正等を定期的(いじめを認知した場合には状況に応じて)に行い、校内いじめ対策ケース会議の情報を共有します。

(4) いじめへの対処

いじめの対応を担任一人だけで行うと、解決を遅らせ事態を悪化させる恐れがあります。いじめを認知した、またはその疑いがあった時点で全教職員に周知し、多方面からの確・迅速に対応する必要があります。さらに保護者への対応についても誠意を尽くし、問題解決に向けて信頼関係と協力体制を確立します。

① 校内いじめ対策ケース会議の立ち上げ

いじめの疑いがある情報があったときには、管理職、及び児童生徒指導担当者・支援教育コーディネーター等と当該事案に関わりのある教職員で構成された校内いじめ対策ケース会議(以下「ケース会議」という)を迅速に立ち上げ、個人情報に配慮しながら、いじめに関する情報の収集と情報共有、事実確認の方法や役割分担の確認、対応方針及び支援・指導体制の決定をし、解決に向けた支援・指導を行い、保護者との連携を管理職のリーダーシップのもと組織的に実施します。また、状況に応じて当該事案の対応方針及び支援・指導体制等の見直しを行います。

② いじめられた生徒への支援

- もともと信頼関係ができていた教職員が対応し、「最後まで絶対に守る」という意思を伝えます。
- 生徒の意向を汲みながら、学校生活の具体的なプラン(登下校の方法など)を立てます。
- 心のケアや登下校・休み時間の見守りなど、安全で安心できる環境づくりに努めます。

③ いじめた生徒への指導

- よく事情を聞き、いかなる事情があっても、いじめることはいけないことだと教え、同じことを繰り返さないように伝えます。
- いじめた行為そのものは、よくないことと理解させつつ、相手に対して心身の苦痛を与えるような結果になってしまった理由を考えさせ、どこがいけなかったのか、どうしたらよかったのかを考えさせます。
- いじめに至った要因や背景を踏まえ、立ち直りに向けた相談活動や指導を継続的にを行います。

④ 周囲の生徒への指導

- はやしたてたり、見て見ぬふりをしたりするのは、いじめているのと同じだということを理解させます。
- いじめを防ぐことができなかつたことを見つめなおさせ、再発を防ぐための具体的な手立てを指導します。
- 必要に応じて学級、学年さらに学校全体に広げて再発防止へ向けた指導を行います。

⑤ 保護者への対応

- いじめに関係した生徒の保護者には迅速に事実を伝え、ケース会議で決定した指導方針と対応策を示すとともに、いじめ解消に向けて協力を要請します。
- 解消するまで学校が主体性を発揮し、解消後も定期的に生徒の学校や家庭での様子を保護者と情報交換し、経過観察を行います。

5 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

次に該当する場合を重大事態といいます。

- ① いじめにより生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより生徒が相当の期間、学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。
「いじめにより」とは、①②に規定する生徒の状況に至る要因が当該生徒に対して行われるいじめにあることを意味します。

①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける生徒の状況に着目して判断します。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合
- 精神性の疾患を発症した場合

などのケースが想定されます。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とします。

ただし、生徒が一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、教育委員会又は学校の判断により、迅速に調査を行います。

また、生徒や保護者からいじめにより重大に被害が生じたという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たります。

(2) 事実関係を明確にするための調査の実施

学校は、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景や生徒の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

なお、この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生防止を図るものです。

6 令和6年度 いじめ防止対策組織・役割分担

【校内いじめ防止対策会議の構成】

校長、教頭、総括教諭、学務部主任、生徒支援部主任
学年主任、支援教育コーディネーター
教育相談担当、養護教諭、
部活動顧問責任者、スクールカウンセラー

【いじめ防止対策の企画・運営】

- ・学校運営(学校評価)におけるいじめ防止に関する目標の設定・検証
- ・いじめ防止対策年間指導計画の作成
- ・いじめ防止指導研修会の企画、運営
- ・いじめ問題に関する資料の管理
- ・共生共育との連携
- ・学校いじめ防止基本方針の見直し

【教育相談】

- ・教育相談のねらい・年間計画の作成
- ・相談室窓口、相談室の管理、運営
- ・スクールカウンセラーとの連携

【生徒・保護者・地域との連携】

- ・生徒会本部との連携
- ・地域教育会議との連携

【関係機関との連携】

- ・警察との連携
- ・児童相談所との連携

7 令和6年度 いじめ防止等対策年間計画

月	活 動 内 容 (校内いじめ防止対策会議・生徒指導部会・職員会議等)
4	<ul style="list-style-type: none"> ・基本方針・重点目標の確認、役割分担の確認 ・相談窓口の周知 ・生徒支援部年間指導計画の確認 ・教育相談期間(クラス担任による個人面談)での現状確認 ・生徒情報の共有
5	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・学校生活アンケート実施に向けた内容検討・実施 ・学校生活アンケート集約 ・生徒情報の共有
6	<ul style="list-style-type: none"> ・学校運営協議会での昨年度間のいじめ状況等報告 <p>【生徒指導点検強化月間】の取組 (学校生活アンケートの結果に対する調査及び教育相談)</p>
7	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・保護者面談による家庭・学校生活状況情報共有 ・夏休み期間中の対応確認 ・夏休み中の相談窓口周知
8	<ul style="list-style-type: none"> ・1学期のいじめ事案のまとめと2学期の予防的対策についての検討
9	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談期間(クラス担任による個人面談)での現状確認
10	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめアンケート調査の内容検討
11	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめアンケート調査実施
12	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・いじめアンケート調査の結果共有 ・保護者面談による家庭・学校生活状況情報共有 ・SNS教室実施
1	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・教育相談期間(クラス担任による個人面談)での現状確認
2	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 <p>【学校体制振り返り月間】の取組 (生徒指導に関する年間反省、いじめに関する取り組みの評価)</p>
3	<ul style="list-style-type: none"> ・各学年の状況報告と指導経過・今後の方針についての確認 ・来年度に向けての基本方針の見直し ・保護者面談による家庭・学校生活状況情報共有

◎本校のいじめ防止に向けた取組

学校行事や地域交流等の諸活動を通して、現在・将来における自己実現を図っていくための自己指導力の育成と、コミュニケーション・スキルやストレスマネジメント能力等の社会生活における必要な資質・能力を育むことにより、いじめ防止につなぐ。

生徒の自主的な取組

- ・生徒会行事での他学年交流を取り入れたイベントの企画・運営
- ・貧困国や被災地等の学習、一般生徒への情報提供と募金の呼びかけ

地域・保護者等との取組

- ・地域学校連携による生徒の地域居場所づくり
- ・定時制自立支援事業を活用した地域の大人との交流活動
- ・学校運営協議会での情報交換
- ・地域イベント情報の広報
- ・生活保護ケースワーカーとの連携、情報交換
- ・警察との連携、情報交換
- ・近隣中学校との連携、情報交換

学校・教職員の取組

- ・学校生活全般での「生徒－教職員」「生徒－生徒」間の人間関係づくり
- ・家庭との連携体制の充実
- ・集団生活での基本的なマナー指導の徹底
- ・面談、アンケート等による状況把握とその対応
- ・保健・生活部への情報集約体制づくりと必要に応じたケース会議の実施
- ・スクールカウンセラーの来校日の生徒・保護者への周知
- ・学校外の相談窓口の周知
- ・キャリア在り方生き方教育の推進による自己肯定感や社会で必要な資質・能力の育成
- ・学校新聞の発行